

宮若市プレミアム付商品券取扱店舗募集要項

(趣旨)

第1条 消費税率及び地方消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として実施するプレミアム付商品券事業において、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取扱店（以下「取扱店」という。）を募集することに関して、必要な事項を定める。

(商品券の概要)

第2条 商品券は、額面500円券10枚の5,000円分を1セットとして、4,000円で販売し、対象者1人につき5セットまで購入することができる。

2 購入対象者は、平成31年度扶養外住民税非課税者及び平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯主とする。

3 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日から令和2年3月31日までに限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く。）の販売又は役務の提供を行う。

(取扱店の応募資格及び条件)

第3条 取扱店として応募できる者は、市内に店舗又は事業所を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を行う事業者

(2) 特定の宗教団体又は政治団体と関わる事業者

(3) その業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(4) 第5条に規定する物品及び役務の提供のみを扱う事業者

(5) 宮若市暴力追放に関する条例（平成21年宮若市条例第11号）第2条各号のいずれかに該当する事業者

(6) その他商品券の発行の目的から、市長が取扱店として不適切と判断した事業者

(取扱いにおける厳守事項)

第4条 商品券は、物品の販売又は役務の提供等の取引で利用する。

- 2 商品券は、現金化することはできず、つり銭は出さないものとする。
- 3 利用期間の過ぎた商品券は使用できない。
- 4 商品券の紛失又は盗難に対し、市はその責を負わない。
(商品券の対象にならないもの)

第5条 次に掲げる物品又は役務の提供は、商品券の使用対象外とする。

- (1) 不動産
- (2) 金融商品
- (3) たばこ
- (4) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (5) 風営法第2条に規定する営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (7) 電気、ガス、水道料金等の公共料金
- (8) 特定の宗教団体又は政治団体と関わるもの
- (9) 公序良俗に反するもの

(取扱店の責務等)

第6条 取扱店は、市が配布する商品券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、かつ、見やすい場所に掲示する。

- 2 取扱店は、商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に報告する。
- 3 取扱店は、商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を速やかに記入するものとし、既に取扱店の記入がある商品券は受け取ってはならない。
- 4 取扱店は、商品券の第三者への譲渡が疑われるケース（10人分に相当する金額の使用等）については、速やかに市に報告するものとし、土日、夜間等で連絡が難しい場合には使用を留保する。
- 5 取扱店は、商品券の取扱いに疑義が生じた場合を除き、取引において商品券の受取を拒んではならない。
- 6 取扱店は、取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に商品券を使用してはならない。
- 7 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

(商品券の換金)

第7条 市は、商品券が使用された場合、事業者には券面金額に相当する金額を口座振替の方法により支払う。

2 商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した商品券を市が配布する換金用専用封筒（レターパック等）に他の商品券や金券等が混入しないよう留意のうえ封入し、指定の場所に郵送する。

3 換金請求は、令和元年10月1日から令和2年4月3日までとし、この期間を過ぎたものは換金に応じない。

（取扱店の申請手続）

第8条 取扱店への登録を希望する事業者は、この募集要項の内容に同意のうえ、宮若市プレミアム付商品券「取扱店登録申請書兼誓約書」（様式第1号）に必要事項を記入し、宮若市プレミアム付商品券事業窓口に郵送又は持参する。

2 申込期間は、令和元年7月12日から令和元年8月9日までとする。なお、この期間を過ぎても取扱店としての受付は行うが、広告用チラシ等に取扱店として掲載されない場合がある。

（取扱店の取消等）

第9条 この募集要項に違反する行為が取扱店に認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。

2 この募集要項に違反したことにより損害が生じたときは、取扱店に損害金を請求する場合がある。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。